

〈参考〉

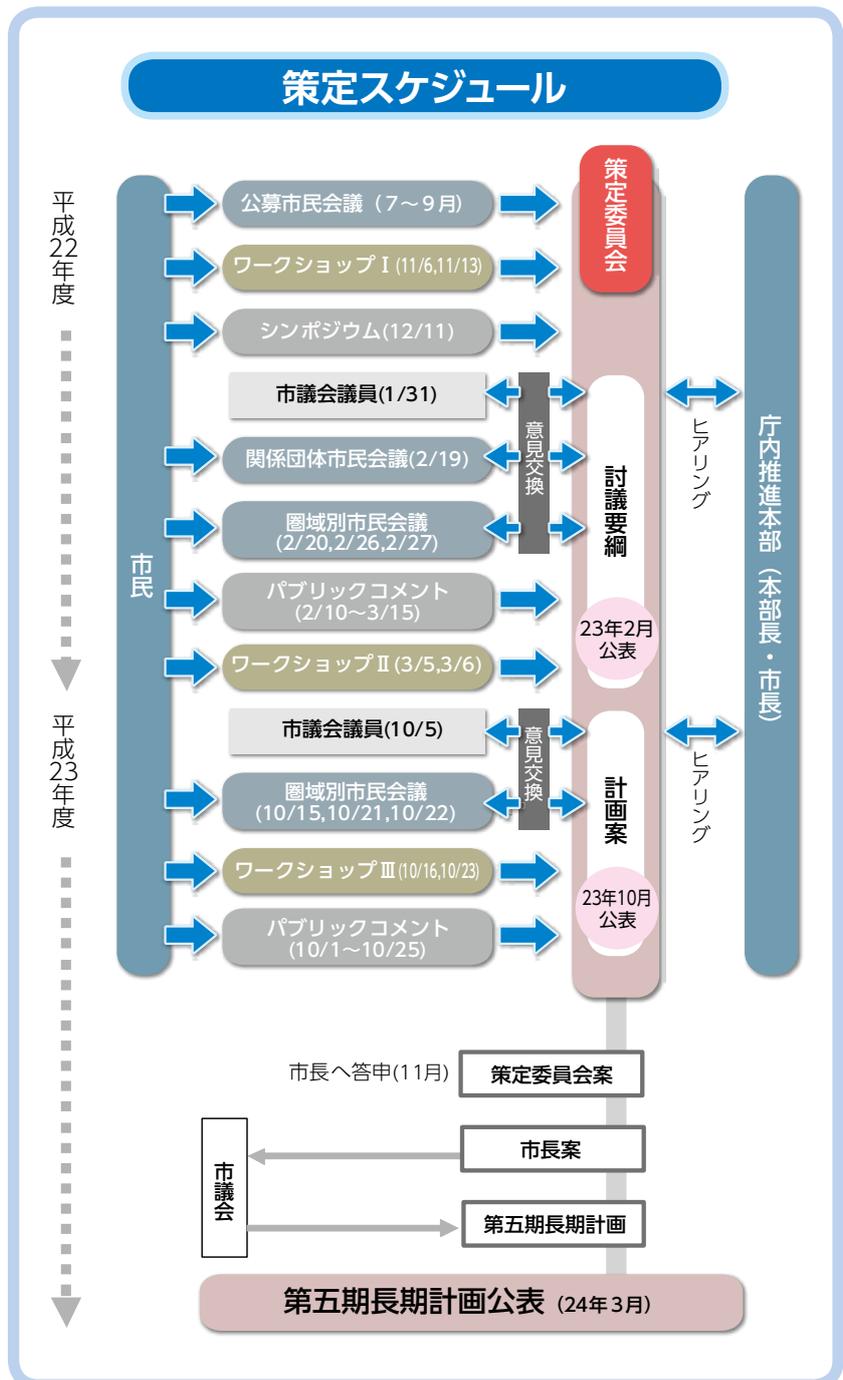
## 第五期長期計画策定の経過

平成22年7月に策定委員会に先立ち公募市民会議を設置、8月末には市内在住の有識者、公募市民会議より選出された市民及び副市長からなる策定委員会を設置し、第五期長期計画の策定がスタートした。

策定委員会は議論を深め、討議要綱を平成23年2月に作成、市報特集号（2月10日）に全文掲載するとともに全戸に配布し、これを元に市民や市議会議員との意見交換、パブリックコメントなど、様々な手法により広く意見を求めた。

平成23年3月11日に発災した東日本大震災によって当初予定を3カ月遅らせることとなったが、市民等より寄せられた意見を参考に策定委員会による議論を進め、基本課題や分野別施策をまとめた「第五期長期計画案」を平成23年10月に作成、市報特集号（10月1日）により全戸配布し、改めて圏域別市民会議やパブリックコメントなどにより市民や関係者の意見を広く求めた。寄せられた意見を参考に必要な修正を加えた上で策定委員会案がまとめられ、11月29日に策定委員会より市長へ答申された。

市長は答申をただちに市長案として整理し、武蔵野市長期計画条例に基づき「武蔵野市第五期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について」を市議会（平成23年第4回定例会）へ上程、第五期長期計画審査特別委員会での審査を経て全会派一致で可決され（平成24年第一回臨時会）、第五期長期計画が成立した。



## 策定委員会等の日程

月 日	策定委員会・作業部会等	内 容
平成22年 6月21日		〈庁内推進本部〉発足
7月16日		〈庁内推進本部〉本部長講話
7月26日		《武蔵野市の将来を考える市民会議》第1回
8月5日		〈庁内ワーキングチーム〉発足
8月12日		《武蔵野市の将来を考える市民会議》第2回
8月25日		《武蔵野市の将来を考える市民会議》第3回
8月31日	【策定委員会】 第1回	策定委員会発足(委員委嘱・委員長 副委員長選出・策定委員会の運営について・庁内体制及び策定スケジュールについて・武蔵野市の長期計画について)
9月17日		《武蔵野市の将来を考える市民会議》第4回
9月28日		《武蔵野市の将来を考える市民会議》第5回
10月4日	【策定委員会】 第2回	市長懇談会・委員長 副委員長選出・施設視察
10月12日		〈庁内推進本部〉策定委員による各部ヒアリングについて
10月15日		市報(No1883)掲載—策定委員、スケジュール紹介
10月27日	【策定委員会】 第3回	市民意識調査について・将来人口推計について・個別計画について・財政状況について・第四期長期計画・調整計画の実施状況・武蔵野市の将来を考える市民会議報告書について
10月29日		武蔵野市の将来を考える市民会議より市長へ検討結果の報告
11月2日	〈作業部会〉 第1回	各部ヒアリング(都市整備部・子ども家庭部・財務部)
11月6日		《無作為抽出市民ワークショップI》1日目 (会場:市役所811会議室) 参加者72名
11月9日	〈作業部会〉 第2回	各部ヒアリング(環境生活部・防災安全部・健康福祉部・総務部)
11月13日		《無作為抽出市民ワークショップI》2日目 (会場:市役所811会議室) 参加者69名
11月15日	〈作業部会〉 第3回	各部ヒアリング(教育部・水道部・企画政策室)
11月16日	【策定委員会】 第4回	討議要綱分野別検討課題案について
12月6日	【策定委員会】 第5回	討議要綱たたき台について
12月11日		《シンポジウム》「これからの地域コミュニティを考える～市民の社会貢献と地域コミュニティ～」 (会場:市役所811会議室) 参加者127名
12月14日	〈作業部会〉 第4回	討議要綱たたき台について

月 日	策定委員会・作業部会等	内 容
12月21日	〈作業部会〉第5回	討議要綱案について
平成23年 1月5日	〈作業部会〉第6回	討議要綱案について
1月7日	【策定委員会】第6回	討議要綱案について
1月18日		〈庁内推進本部〉討議要綱案について
〃	〈作業部会〉第7回	討議要綱案について
1月27日	〈作業部会〉第8回	市議会全員協議会について
1月31日	【策定委員会】第7回	【市議会全員協議会】「討議要綱について」
2月1日		★「第五期基本構想・長期計画討議要綱」公表
2月10日		市報(No.1892)掲載—討議要綱全文
2月14日	〈作業部会〉第9回	市民会議について
2月19日	市民会議	関係団体市民会議(会場:市役所811会議室) 参加者:健康・福祉分野52名 子ども・教育分野75名 緑・環境・市民生活分野85名 都市基盤・行財政分野13名
2月20日	市民会議	圏域別市民会議／中央地区(会場:市役所601会議室) 参加者22名
2月26日	市民会議	圏域別市民会議／吉祥寺地区(会場:商工会館市民会議室) 参加者11名
2月27日	市民会議	圏域別市民会議／武蔵境地区(会場:スイングレインボーサロン) 参加者26名
3月5日		《無作為抽出市民ワークショップⅡ》1日目 (会場:市役所811会議室) 参加者87名
3月6日		《無作為抽出市民ワークショップⅡ》2日目 (会場:市役所811会議室) 参加者79名
3月9日	〈作業部会〉第10回	教育委員会との意見交換
3月15日まで		討議要綱についての文書意見提出(市民・議員・職員)
4月26日	〈作業部会〉第11回	武蔵野市の将来を考える市民会議委員との意見交換 討議要綱に寄せられた意見について
5月9日		〈庁内推進本部〉本部長による各部ヒアリングについて
5月12日	〈作業部会〉第12回	討議要綱に対する意見について
5月20日	【策定委員会】第8回	討議要綱に対する意見について・討議要綱の振り返り

月 日	策定委員会・作業部会等	内 容
5月30日		〈庁内推進本部〉本部長による各部ヒアリング
5月31日		〈庁内推進本部〉本部長による各部ヒアリング
6月3日	〈作業部会〉第13回	まちづくりの目標について・分野について
6月14日	〈作業部会〉第14回	各部ヒアリング(総務部・都市整備部・教育部)
6月15日	〈作業部会〉第15回	各部ヒアリング(水道部・財務部・環境生活部・防災安全部)
6月20日	〈作業部会〉第16回	各部ヒアリング(健康福祉部・子ども家庭部・企画政策室)
6月28日	【策定委員会】第9回	基本課題について
7月5日	〈作業部会〉第17回	討議要綱基本課題の視点から見た分野の課題・キーワード
7月12日	【策定委員会】第10回	基本的な考え方・市政を取り巻く主な動向について
7月21日	〈作業部会〉第18回	分野別体系図・基本施策の課題設定について
7月26日	【策定委員会】第11回	基本的な考え方・市政を取り巻く主な動向・基本課題について
8月2日	〈作業部会〉第19回	計画案について
8月11日	【策定委員会】第12回	基本的な考え方・市政を取り巻く主な動向・基本課題について
8月17日	〈作業部会〉第20回	市長との意見交換 主な論点について
8月24日	〈作業部会〉第21回	財政計画について・武蔵野市長期計画条例(案)について・計画案について
8月29日	【策定委員会】第13回	計画案について
9月1日	〈作業部会〉第22回	計画案について
9月3日	〈作業部会〉第23回	計画案について
9月9日	〈作業部会〉第24回	計画案について
9月12日	〈作業部会〉第25回	計画案について
9月20日	〈作業部会〉第26回	計画案について

月 日	策定委員会・作業部会等	内 容
10月1日		★「第五期長期計画案」公表 市報(No.1911)掲載—計画案
10月3日	〈作業部会〉 第27回	計画案について(主な論点等)
10月5日	【策定委員会】 第14回	【市議会全員協議会】 「計画案について」
10月15日	市民会議	圏域別市民会議／中央地区(会場:市役所412会議室) 参加者7名
10月16日		《無作為抽出市民ワークショップⅢ》 1日目 (会場:市役所811・812会議室) 参加者99名
10月21日	市民会議	圏域別市民会議／吉祥寺地区(会場:商工会館市民会議室) 参加者19名
10月22日	市民会議	圏域別市民会議／武蔵境地区(会場:スイングスカイルーム) 参加者16名
10月23日		《無作為抽出市民ワークショップⅢ》 2日目 (会場:市役所811・812会議室) 参加者数89名
10月25日まで		計画案についての文書意見提出(市民・議員・職員)
11月1日	【策定委員会】 第15回	計画案に寄せられた意見について
11月8日	〈作業部会〉 第28回	教育委員会との意見交換 計画案について(主な論点等)
11月10日	〈作業部会〉 第29回	市長との意見交換 計画案について(主な論点等)
11月14日	〈作業部会〉 第30回	計画案の修正について
11月17日	【策定委員会】 第16回	答申案について
11月20日	〈作業部会〉 第31回	計画案の修正について
11月29日		策定委員会から市長へ「武蔵野市第五期長期計画案」の答申
12月2日		〈庁内推進本部〉「武蔵野市第五期長期計画案」について・議案について
12月9日		武蔵野市長期計画条例可決
12月21日		平成23年第4回市議会定例会へ「武蔵野市第五期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について」を上程、同日設置された「第五期長期計画審査特別委員会」へ付託
平成24年 1月11・12・13日		第五期長期計画審査特別委員会で審査・可決
1月23日		平成24年第1回市議会臨時会において可決

## 関係団体市民会議招請団体(順不同)

### 健康・福祉

(社)武蔵野市医師会、(社)武蔵野市歯科医師会、武蔵野市接骨師会、武蔵野市薬剤師会、(医社)陽和会介護老人保健施設ハウス  
クリーンパーク、(財)天誠会介護老人保健施設あみず苑、武蔵野市シルバー人材センター、(社福)親の家特別養護老人ホーム親  
の家、(社福)至誠学舎東京 特別養護老人ホーム吉祥寺ナーシングホーム、(社福)正寛会特別養護老人ホームケアコート武蔵  
野、(社福)徳心会特別養護老人ホームさくらえん、(社福)とらいふ、(社福)プラットホーム特別養護老人ホーム武蔵野館、特別  
養護老人ホームゆとりえ、和泉会、五日市通り櫛会、井の頭お茶の水会、介護保険むさしの市民の会、北祥会、吉祥寺本町シル  
バー会、境南富士見会、境南みつわクラブ、銀友会、グループ萩の会(テンミリオンハウス 川路さんち)、グループ萌黄(テン  
ミリオンハウス そ〜らの家)、けやき会、光和会シルバークラブ、さかい一寿会、さくら会、さつき会、新生会クラブ、千歳  
会、中央シルバークラブ、特定非営利活動法人ワーカズどんぐり(テンミリオンハウスくるみの木)、中町寿会、西久保愛光  
会、西和会、日本アビリティーズ協会(テンミリオンハウス月見路)、パーソナルケア・吉祥寺(テンミリオンハウス関三倶楽部)、  
本田北クラブ、みどり会、緑町愛光会、武蔵野喜楽会、武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会、武蔵野市桜寿会、武蔵野市の  
医療と福祉をすすめる会、むさしの祥南クラブ、武蔵野長寿会、ムサシノ長生会、武蔵野長楽会、武蔵野福寿会、ゆう3(テンミ  
リオンハウス 花時計)、ワーカズコープ(テンミリオンハウスきんもくせい)、和光会、大野田地域福祉活動推進協議会、北  
多摩東地区保護司会武蔵野分区、吉祥寺東部地域福祉活動推進協議会、吉祥寺西部地域福祉活動推進協議会、吉祥寺南町地域福  
祉活動推進協議会、御殿山地域福祉活動推進協議会、境地域福祉活動推進協議会、境南地域福祉活動推進協議会、桜野地域福  
祉活動推進協議会、(社福)武蔵野市民社会福祉協議会、関前地域福祉活動推進協議会、千川地域福祉活動推進協議会、中央地域  
福祉活動推進協議会、西久保地域福祉活動推進協議会、ボランティアセンター武蔵野、武蔵野市赤十字奉仕団、武蔵野市民生  
児委員協議会、四小地区地域福祉活動推進協議会、アトリエ銀木屋、いるか、ウノドス、浩仁堂 カバーヌ、(社福)武蔵野千  
川福祉会、(社福)武蔵野、第二金曜会、ミュー(MEW)、特定非営利活動法人ゆうあいセンター、武蔵野市身体障害者協会、む  
らさき育成会、山彦の会

### 子ども・教育

要約筆記サークル「むさしの」、泉幼稚園跡地利用を考える会実行委員会、地域子ども館井之頭あそべえ企画運営会議、地域子  
ども館一小あそべえ企画運営会議、地域子ども館関前南あそべえ企画運営会議、地域子ども館境南あそべえ企画運営会議、地  
域子ども館五小あそべえ企画運営会議、地域子ども館三小あそべえ企画運営会議、地域子ども館四小あそべえ企画運営会議、  
地域子ども館千川あそべえ企画運営会議、地域子ども館大野田あそべえ企画運営会議、地域子ども館二小あそべえ企画運営会  
議、地域子ども館本宿あそべえ企画運営会議、地域子ども館桜野あそべえ企画運営会議、武蔵野市私立幼稚園連合会、(財)東京  
基督教女子青年会、(財)ラボ国際交流センター、四小ファイターズ、武蔵野五小ミニバスケットボールクラブ、武蔵野市学童ク  
ラブ連絡協議会、武蔵野ヒップファミリークラブ、愛子供会、青空子ども会、アジア剣士会 アジア少年剣士会、いちょうな  
み木こども会、一小剣友会、井の頭サッカーサークル、イヤリングス、大野田サッカークラブ、ガールスカウト東京都第110  
団、ガールスカウト東京都第18団、空手道こどもクラブ、ガレリアこども会、吉祥寺剣道会、吉祥寺文庫、吉祥寺南町わんぱ  
く相撲委員会、吉祥寺ミニバスケットボールクラブ ブルーサンダー、境南剣道クラブ、境南サッカークラブ、境南ブレーブ  
ス、梧桐スポーツ少年団、子どもの参画をすすめる会、コンコン野球クラブ、少年インディアンズ、少年タイガース、少年野  
球団ユニバース、少年野球武蔵野エースハンターズ、スパル子供会、青少年問題協議会 井之頭地区委員会、青少年問題協議  
会 大野田地区委員会、青少年問題協議会 境南地区委員会、青少年問題協議会 桜野地区委員会、青少年問題協議会 関前  
南地区委員会、青少年問題協議会 千川地区委員会、青少年問題協議会 第一地区委員会、青少年問題協議会 第五地区委員  
会、青少年問題協議会 第二地区委員会、青少年問題協議会 第四地区委員会、青少年問題協議会 本宿地区委員会、青少  
年問題協議会 第三地区委員会、関前サッカークラブ、千川子ども会、千川サッカークラブ、千川少年ベアース、特定非営利  
活動法人 プレーパークむさしの、特定非営利活動法人 むさしの・多摩・ハバロフスク協会、二小ジャガース、日本ボーイ  
スカウト東京連盟武蔵野第4団、非行のない明るい街づくり武蔵野連絡協議会、フィオーレ武蔵野フットボールクラブ、フッ  
トボールクラブ ハナロ、ボーイスカウト武蔵野第1団、ボーイスカウト武蔵野第3団、本宿サッカークラブ、本宿シルバ  
ースワローズ、本宿わんぱく相撲実行委員会、武蔵野M・B・C、武蔵野一小サッカークラブ、武蔵野ウイングスサッカークラ  
ブ、武蔵野警察署 少年柔剣道会、武蔵野交通少年団、武蔵野こども合気道クラブ、武蔵野市スキースポーツ少年団、むさし  
野ジュニア合唱団「風」、武蔵野消防少年団、武蔵野青少年柔道会、わかくさ子ども会、@iQ会(アイキュー)、61会、A.

J. Tバレエサークル、E. J. DANCE SOCIETY、F.C.アリーテ、MAX、MM卓球サークル、NBD吹奏楽団、OAK、ONCE、R.M.C(リフレッシュ武蔵野サークル)、R・マスターズ、Scorpion Distance、SEV、TBC、THE MENS、UF3インディアカ同好会、アトリエ・コスモ、アトリエオアシス、アトリエ独歩の森、アトリエ虹、アトリエ松葉、あひるの会、あゆみ、いかそお〜めん、いきいき67会、いつみ会、ウエストフォークダンスサークル、エム・アイン、エルダリー7期会、おはなしメルヘン、かとれあ会、カメラータむさしの、かもしか子ども会、カント・ピアチェーレ、カントリーダンスの会Wildwood Flowers、クール・ホワイエ、クッキングメイトむさしの、ぐるーぷハーモニー、グループファインアート、コール・コスモ、コール・メイ、コールエコー、コスモスライン花、コミュニティテニスクラブ、さかいー寿会、さかい歌謡クラブ、ささらの会、サンクラブ、シエル ランセ、ジモッピーN(ネット)ー市民会館と地域をつなぐ会ー、しょうとてんぱー、ステップ武蔵野、スピンドル、スマレダンスサークル、ダンシングハート武蔵野、つばさ音楽クラブ、つばみの会、トータム、トリム体操の会、なでしこ会、なないち会、ぱ・あ・ぱ、パッチワークWATAの会、バラの会(ヨガ教室)、ひめしゃら、フライディ、フラワーフォークダンス同好会、ふれあいくらぶ、ボヌール、ボランティア きもの藍の会、みやび、みんなでKids陶芸、むさしのFM市民の会、むさしのおはなし語ろう会、むさしのぞうれっしゃ合唱団、むさしのソシアルダンスの会、むさしのフォーラム21、むさしの琴の会、むさしの健康体操、むさしの好朋友会、むさしの紅会、むさしの三曲協会、むさしの山友会、むさしの美術文化の会、むさしの歴史散歩の会、むさしの浣塾、めぐりあい、やはた会、ゆびとま子育て@吉祥寺、ライラックの会、ラタンアート武蔵野、ランセル、リトミックサークルわくわく広場むさしの、リフレッシュ体操、レディースハーブ、ロハズ(LOHAS)の会、わらべうたの会げっくりにかっくりに、亜細亜大学吹奏楽団、井の頭空手教室、井の頭小学校PTA、井の頭小学校学校施設開放運営委員会、一中OB卓球サークル、一万米水泳クラブ、雨情うたごえ合唱団、英語とスペイン語子どもの会、家庭倫理の会武蔵野中央、科の木会、歌の会「銀鈴」、花工房押し花絵、華の会、華の会(社交ダンス)、画楽多会、絵画サークルひこばえ、絵手紙あゆみ、絵手紙れもんの会、選歴野球むさしのシルバース、関前ウォークの会、関前サッカークラブ(子ども)、関前歌謡クラブ、関前南小学校PTA、関前南小学校学校施設開放運営委員会、関前福祉の会、吉祥寺フィルハーモニーオーケストラ、吉祥寺健康ヨーガ、吉祥寺杖道会、吉祥寺村立雑学大学、吉祥寺南病院バレーボール部、居合道武蔵野剣修会、境ミニテニスサークル、境ヨガ同好会、境南ブレイブス、境南小学校PTA、境南小学校学校施設開放運営委員会、境南地域社協、郷土美術館研究会、銀青会、銀蹊13期会、銀蹊15期会、銀蹊16期会、銀蹊18期会、銀蹊19期会、銀蹊21期会、銀蹊合同会、空手道こどもクラブ、恵卓球親睦会、劇団 新芸座、憲法を学ぶ会、古文書の会、五一会、光和会テニスクラブ、宏方会武蔵野吟詠部、紅萌会、高齢者の音楽を考える会、混声合唱団コールクライス、財団法人ラボ国際交流センター、桜堤バレエサークル、桜野トリムの会、桜野小学校PTA、桜野小学校学校施設開放運営委員会、三精会、四季の会、子どもの参画をすすめる会、子どももおとなも楽しむ生活プロジェクト、市川カラオケ教室、紫縁(ゆかり)会、紫芳短歌会、自然体験宝箱、自由大学銀蹊会、自力整体、写真集団むさしの、写遊「どんぐり」、手編み同好会、手話サークルむさしの(夜)、秋津書道会、出版NPO一本をたのしもう会、初美会、女声アンサンブルYellow Sox、女声合唱団「並木」、女声合唱団麦の穂、少年ゲッツ、少林気功会、新世会コーラス、新日本婦人の会武蔵野支部 ひばり班、西部クラブ、西部生涯学習の会、西和会、青空子ども会、青色友の会、千川小学校PTA、千川小学校学校施設開放運営委員会、全日写連写団むさしの支部、太極拳武蔵野白鶴会、大野田小学校PTA、大野田小学校学校施設開放運営委員会、第一小学校PTA、第一小学校学校施設開放運営委員会、第一中学校PTA、第五小学校PTA、第五小学校学校施設開放運営委員会、第五中学校PTA、第三小学校PTA、第三小学校学校施設開放運営委員会、第三中学校PTA、第四小学校PTA、第四小学校学校施設開放運営委員会、第四中学校PTA、第四中学校学校施設開放運営委員会、第二小学校PTA、第二小学校学校施設開放運営委員会、第二中学校PTA、第二中学校学校施設開放運営委員会、第六中学校PTA、池ノ坊生け花幽翠会、中央高等学院バスケットボールクラブ、中央通り西祥会、中文学習班、天山会、都市型水害研究会、東京都青少年の環境を守る会 武蔵野支部、陶芸サークル“GOS”、特定非営利活動法人 武蔵野多摩環境カウンセラー協議会、南町料理の会、二小ジャガーズ、日本ボーイスカウト 東京連盟武蔵野第4団、日本リアリズム写真集団 武蔵野支部、日本空手道尚武会、日本獣医生命科学大学バドミントン同好会、日本獣医生命科学大学バレーボール同好会、日謡会、波の会、白百合バドミントンクラブ、白百合会、武蔵野M. B. C、武蔵野けんだまクラブ、武蔵野こども合気道クラブ、武蔵野コントラクトブリッジ同好会、武蔵野シニアアンサンブル、武蔵野ジュニアジャズアンサンブル、武蔵野スキークラブ、武蔵野ターゲットバードゴルフクラブ連合会、武蔵野たんぽぽ、武蔵野パトリアサークル、武蔵野ヒップファミリークラブ、武蔵野フォークダンス同好会、武蔵野ブラショフ市民の会、武蔵野マジシャンズクラブ、武蔵野メンズクッキング、武蔵野ヤングミセスの会、武蔵野ロビンス、武蔵野雨情会、武蔵野映像クラブ、武蔵野会、武蔵野郷土民謡保存会、武蔵野憲法ゼミナール、武蔵野交通少年団、武蔵野合唱団、武蔵野史談会、武蔵野市の医療と福祉をすすめる会、武蔵野市華道連盟、武蔵野市郷土史会、武蔵野市吟剣詩舞道連盟、武蔵野市社会教育を考える会、武蔵野市障害児水

泳クラブ「いるか」、武蔵野市太極拳連盟、武蔵野市茶道連盟、武蔵野市俳句連盟、武蔵野市武術太極拳連盟、武蔵野市民交響楽団、武蔵野市民合唱団、武蔵野市謡曲連盟、武蔵野市老壮連合会、武蔵野室内合奏団、武蔵野商業活性化研究会、武蔵野心身障害者(児)を持つ親の会・山彦の会、武蔵野昔話紙芝居一座”むさしの”、武蔵野中央FC、武蔵野市認知症予防プログラムの会、武蔵野認知症予防研究会、武蔵野邦楽合奏団、武蔵野北高校バドミントン同好会、武蔵野北高校新体操同好会、武蔵野万葉の会、武蔵野民話保存会、風の子保育室 紀風会、平沼クラブ、平成社交ダンスサークル、朋友琴の会、芳緑会、北多摩中央医療生協武蔵野支部、北町5丁目親交会、北町パドルテニス「さわやかクラブ」、本宿小学校PTA、本宿小学校学校施設開放運営委員会、無二の会、木曜ダンスの会、有の実会、有為の会、緑町クラブ、歴史サークル、朗読MEGUの会、老壮52期会、老壮大学40期会(四十雀の会)、六五会、六三会、樺ミュージック・サークル(樺M・C)、萌の会、蹊クラブ、武蔵野市文庫連絡会、武蔵野市立図書館朗読奉仕の会、六実会、ありんこ保育園、風の子保育室、かっぱの家保育所、グループ保育室にこここ、こどもテンミリオンハウスあおば、すみれ保育室、精華第二保育園、精華保育園、西久保保育園、病後児保育室ラポール、病児・病後児保育室プチあんず、ふじの実保育園、保育サービスひまわりママ、ポピンズナーサリースクール吉祥寺、ポピンズナーサリースクール武蔵野、ポピンズナーサリースクール武蔵野タワーズ、マミーナ武蔵野、武蔵境すみれ保育園、武蔵野市家庭福祉員連絡会、武蔵野市保育園父母連合会、武蔵野市保育問題協議会、武蔵野赤十字保育園、武蔵野プチ・クレイシユ

## ■ 緑・環境・市民生活 ■

環境市民会議、地域の省エネを進める会、むさしの・こどもエコフォーラム、武蔵野R30.0プロジェクト、むさしのエコ・アップ協議会、むさしの地域猫の会、武蔵野クリーンセンター運営協議会、Musashino International Club(MIC)、国際ソロプチミスト武蔵野、サイディア・フラハを支える会、ソシア、武蔵野市国際交流協会、武蔵野ブラッシュ市民の会、クリーンむさしのを推進する会、武蔵野市ごみゼロ連合会、23世紀塾、ACTION、AMATAKカンボジアと共に生きる会、CLIPCRAFT、DANKAIプロジェクト、FP武蔵野グループ、N2法知恵の図書館、Yū・ゆう、アイシーティーまちづくり連携、アクション21、あそび環境Museumアフタフ・バーバン、アマゾンジャングル再生基金、ありんこ保育会、アンリミテッド知的障害者支援の会、インターナショナルフローラルデザイナーズ協会、ウイッシュ・プロジェクト、カラ=西アフリカ農村自立協力会、吉祥寺北コミュニティ協議会、吉祥寺西コミュニティ協議会、吉祥寺東コミュニティ協議会、吉祥寺南町コミュニティ協議会、境南コミュニティ協議会、グッド・ライフ、けやきコミュニティ協議会、コーラスばら、国際児童文庫協会コアラ文庫、御殿山コミュニティ協議会、桜堤コミュニティ協議会、シニアSOHOむさしの、シニアネットむさしの、市民まちづくり会議・むさしの、ジャパンペットサポート協会、西部コミュニティ協議会、関前コミュニティ協議会、中央コミュニティ協議会、ちんじゅの森、西久保コミュニティ協議会、パーソナル・ケア 吉祥寺、ハートボラネット、ハモニカ横丁東京、ピアカウンセリングむさしの、ピープルズ・ホープ・ジャパン、ひまわり、ファングリーン、ブラックライトシアター ひらけ黒ごま、ふるさとイベント協議会、プレーパークむさしの、ヘルプの喜び運動協会、ホメロス・コミュニケーションズ、本宿コミュニティ協議会、本町コミュニティセンター協議会、まちづくり観光機構、まめっちょ、みぢかなまちづくり・武蔵境、緑町コミュニティ協議会、ミュージックasパレット、むさしの経営支援パートナーズ、むさしの市女性史の会、むさしのスカーレット、むさしのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会、むさしのフットボールクラブ、むさしの経営支援パートナーズ、むさしの歩こう会、メダカのがっこう、モンキーマジック、八幡町コミュニティ協議会、ゆうあいセンター、ライチョウ保護研究会、ラグビーフットボールクラブ マンダラ東京、らっこの会、ワーカーズどんぐり、一人ひとりに合った進路・相談センター、巨樹の会、合唱団「わかば」、桜楓会 武蔵野支部、市民によるガバナンス推進会議、女性史武蔵野グループ、障害者支援組織TOKYOアノモ、情報支援センター手をつなGO、新日本婦人の会 武蔵野支部、新分子栄養学研究所、生活クラブ・グループ“創”、西村会(点とマル)、全国山村留学協会、全日本鼓笛バンド・フォームバトン連盟、早稲田フロンティア創生機構、多文化子ども支援ネット、都市環境標識協会、特定非営利活動法人LED、特定非営利活動法人WINGSHIP、日本・大空クラブ、日本システムトレード協会、日本教育工学研究所、日本食育普及協会、日本中国留学生研修生援護協会、博物館活動支援センター、病児保育室ポポ、婦人民主クラブ武蔵野支部、武術空手道孝真会、武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会、武蔵野スポーツクラブ、武蔵野ブラッシュ女性問題研究会、武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク、武蔵野市婦人団体連絡協議会、武蔵野自然塾、武蔵野農業ふれあい村、未来構想戦略フォーラム、萬葉学校、武蔵野剣道連盟、武蔵野市アーチェリー協会、武蔵野市合気道連盟、武蔵野市インディアカ連盟、武蔵野市ウォーキング協会、武蔵野市空手道連盟、武蔵野市弓道連盟、武蔵野市クレイ射撃連盟、武蔵野市ゲートボール協会、武蔵野市ゴルフ連盟、武蔵野市サッカー協会、武蔵

野市山岳連盟、武蔵野市柔道連盟、武蔵野市少年野球連盟、武蔵野市乗馬連盟、武蔵野市水泳連盟、武蔵野市スキー連盟、武蔵野市スポーツ少年団本部、武蔵野市ソーシャルダンス連合会、武蔵野市ソフトテニス連盟、武蔵野市ソフトボール協会、武蔵野市体育協会、武蔵野市体育指導委員会、武蔵野市卓球連盟、武蔵野市釣魚連合会、武蔵野市テニス連盟、武蔵野市軟式野球連盟、武蔵野市バスケットボール連盟、武蔵野市バドミントン連盟、武蔵野市バレーボール連盟、武蔵野市ボウリング連盟、武蔵野市ミニテニス連盟、武蔵野市民謡舞踊連盟、武蔵野市ライフル射撃協会、武蔵野市ラグビーフットボール協会、武蔵野市ラジオ体操会連盟、武蔵野市陸上競技協会、武蔵野市レクリエーション連盟、吉祥寺活性化協議会、コープとうきょう武蔵野市コープ会、さつきクラブ、関前農事研究会、中部地区地域活性化協議会、東京第三友の会 吉祥寺方面、東京むさし農業協同組合武蔵野支店、東京むさし農業協同組合武蔵野地区青壮年部、東京むさし農業協同組合武蔵野地区果樹組合、東京むさし農業協同組合武蔵野地区女性部、虹の会、農業生産組合長(7組合の代表)、はちぶの会、双葉農事研究会、武蔵境商店会連合会、武蔵野グリーンクラブ、武蔵野市勤労者互助会、武蔵野市姉妹都市市民経済交流会、武蔵野市商店会連合会、武蔵野市消費者運動連絡会、武蔵野市農業委員会、武蔵野商工会議所、武蔵野市浴場組合、むさしのたんぼぼグループ、むさしのよつ葉会、武蔵野市うど組合、武蔵野市契約野菜組合、武蔵野市都市農政推進協議会、武蔵野市農業経営者クラブ、路線商業活性化対策委員会、(社)武蔵野法人会、サンヴァリエ桜堤自主防災委員会、サンサン会、デライトシティ団地自主防災消防組織、プラネ武蔵境管理組合、りんりんの会、井の頭公園パークハウス吉祥寺南町自主防災会、一小地域の防災を考える会、関前4・5丁目防災会、吉祥寺南町3丁目町会 新東京防災会、吉祥寺南町4・5丁目 本宿防災会、吉祥寺南町コミュニティセンター自主防災組織、吉祥寺南町防災ネットワーク、境南コミセン自主防災特別委員会、境南地域防災懇談会、光和会防災の部、災害助け合いの会光和会、桜堤3丁目自主防災会、西久保一丁目町会防災自主組織、西久保三谷会自主防災部、西久保城山会、大野田地域防災の会、中央通り西祥防災会、八幡町防災会、緑ヶ丘親睦会、緑町パークタウン自治会自主防災組織委員会、緑町3丁目町会、かたらいロード隊、吉祥寺北町防犯パトロール隊、吉祥寺南町防犯パトロール隊、境5丁目防犯パトロール隊、境防犯パトロール隊、境南町防犯パトロール隊、さくらの防犯パトロール隊、関前・八幡町防犯パトロール隊、中町防犯パトロール隊、西久保ハッピークラブ防犯パトロール隊、東四光和会防犯パトロール隊、武蔵野市市民安全パトロール隊、武蔵野母の会、武蔵野防犯協会(武蔵野警察署生活安全課所管)、武蔵野ワンワンパトロール隊、武蔵野ワンワンパトロール隊ケヤキ並木ワンパト会、M'sGarden みどりの食いしん坊、青空会、あじさいの会、生きものばんざいクラブ、北町花のひろば、吉祥寺通り花壇の会、グループ・タンポポ、小道ガーデン、コミュニティファーム、境南さつき会、桜とみどりの会、しろがね公園クリーンクラブ(略称SCC)、てんとう虫の会、農業ふれあい村、東町はな・BANA会、本田北公園花クラブ、本村公園フォーシーズンズ、南町エコガーデン、むさしのガーデニングクラブ、武蔵野ガーデンコミュニティ、武蔵野市さつき会、武蔵野市千秋会、武蔵野自然塾、武蔵野の森を育てる会、武蔵野欄友会、もりもり森クラブ

### ■ 都市基盤 ■

吉祥寺駅周辺自転車等適正利用懇談会、武蔵野市交通安全協会、武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会、サンヴァリエ桜堤自治会、武蔵野アパート自治会、武蔵野緑町パークタウン自治会、武蔵野緑町二丁目第二アパート自治会

### ■ 行・財政 ■

武蔵野市たばこ税増収対策協議会、武蔵野市明るい選挙推進協議会

※上記の他、当日ご参加いただいた団体が多数ありました。

## 〈参考〉

# 武蔵野市長期計画条例(平成23年12月武蔵野市条例第28号)

### (目的)

第1条 この条例は、武蔵野市(以下「市」という。)が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

### (長期計画)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画(以下「長期計画」という。)を策定するものとする。

2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

3 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

### (実行計画の見直し)

第3条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

### (市民等の参加)

第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定(以下「長期計画等の策定」という。)を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

### (議決)

第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

### (市長の責務)

第6条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

### (他の計画との関係)

第7条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

### (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

## 〈参考〉

# 平成23年第4回武蔵野市議会定例会提出議案 「武蔵野市第五期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について」

武蔵野市第五期長期計画のうち、武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）第5条に規定する市政運営の基本理念及び施策の大綱は、下記のとおりとする。

## 記

### 市政運営の基本理念

- 第1 まちづくりの視点と目標 - 武蔵野から新しい都市像を開こう -  
（まちづくりの視点と目標（7～9ページ）参照）
- 第2 市勢  
（第1章市勢 2 将来展望（13、14ページ）参照）
- 第3 長期計画の位置づけ等  
（第2章長期計画策定方式 2 長期計画の役割・位置づけ（15、16ページ）参照）
- 第4 本計画の基本的な考え方  
（第4章基本的な考え方、市政を取り巻く主な動向、基本課題 1 本計画の基本的な考え方（20ページ）参照）
- 第5 市政を取り巻く主な動向  
（第4章基本的な考え方、市政を取り巻く主な動向、基本課題 2 市政を取り巻く主な動向（20、21ページ）参照）
- 第6 本計画期間における基本課題  
（第4章基本的な考え方、市政を取り巻く主な動向、基本課題 3 本計画期間における基本課題（21～23ページ）参照）
- 第7 重点施策  
（第5章重点施策（24、25ページ）参照）

### 施策の大綱（次ページ以降に掲載）

- 第1 健康・福祉
- 第2 子ども・教育
- 第3 文化・市民生活
- 第4 緑・環境
- 第5 都市基盤
- 第6 行・財政

## 施策の大綱

### 第1 健康・福祉

#### 1 支え合いの気持ちをつむぐ

地域福祉活動推進協議会やNPOなどと連携して市民同士の良好なコミュニケーション構築への支援や地域福祉力の向上に取り組んでいく。また、お互いを認め合い、誰もが地域でいっしょに暮らしていくために、心のバリアフリーを推進していく。

#### 2 誰もが地域で安心して暮らしてつづけられる仕組みづくりの推進

すべての市民が、その年齢や状態にかかわらず、本人の意思に基づいて住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織・人が連携しながら体系的、継続的に支援をしていくという地域リハビリテーションの理念の実現に向けた取組みを進める。

#### 3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

誰もが、穏やかで健やかに暮らしてつづけられるように、市民一人ひとりが、こころの健康維持や増進を図るとともに、疾病予防、介護予防、食育など、生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう環境を整備する。

#### 4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

地域における様々な活動において、誰もが自分に役割、出番があると感じることができるステージづくりを推進する。また、働く意志や希望をもつ障害者の雇用の機会拡大と、障害者にとって働きがいのある就労の支援をしていく。

#### 5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

相談受付や在宅生活支援サービスなどを24時間利用できるような体制づくりを推進していくとともに、人材の育成や、福祉に関わる専門職の資質の向上に取り組む。公共施設の建て替えなど基盤整備にあたっては、多機能型・複合型の施設整備を推進する。ユニバーサルデザインを一層推進するとともに、自分らしくいられ、自分が必要とされていることが感じられるスペースや機会がごく普通にある地域社会の創出を行っていく。

### 第2 子ども・教育

#### 1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援

すべての子どもと子育て家庭に基礎的サービスが行きわたるようにするとともに、支援を必要としている子どもや子育て家庭に対して、個別性を踏まえたうえで適切な対応を行っていく。また、子ども自身の育ちと子育て家庭への支援を総合的に展開していく。

#### 2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

既存のネットワークに加えて、比較的穏やかな絆を何層にも重ね合わせて子どもや子育て家庭の孤立を防ぐ新たなネットワークを構築していく。また、子ども自身や子育て家庭が発した声を確実に聞き取り、支援者へと伝えていく仕組みを構築する。さらに、子ども・子育て家庭を支援者とならないでいく体制も一層整備していく。

#### 3 青少年の成長・自立への支援

「自らも地域の一員であり将来の担い手である」という自覚をそれぞれの子どもたちが持てるよう、地域活動への積極的な参画を促していく。子どもたちが発達段階に応じた判断力や行動力を身に付けられるような取組みを充実させていく。

#### 4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備

子どもや子育て家庭への支援を担っている、様々な団体や機関等と市は、適切な役割分担に基づき、互いに連携しながら質の高い公共サービスを提供していく。今後の人口動態や家族構成の変化などによるニーズの変化を的確に捉えたうえで、長期的・全市的視点により子育て支援施設の再編・整備を進めていく。

## 5 次代を担う力をはぐくむ学校教育

地域に支えられた学校で子どもたちが育つことの意義を家庭や地域が再認識し、広く共有する。確かな学力の向上に加えて、知性・感性を磨き、未来を切り拓く力を培う教育を実践していく。学校、家庭、大学や企業なども含めた地域との連携や学校教育と生涯学習事業との連携を一層促進する。特別支援教育や教育相談を一層充実させる。

## 第3 文化・市民生活

### 1 地域社会と市民活動の活性化

核家族化、単身世帯の増加、少子高齢化、地域に暮らす人と人との関わりの希薄化や多くの人が地域社会への関わり方を見いだせずにいることが問題となっている。孤立せず、周困とつながりながら安心して暮らしていけるように、市民の中で議論を重ねることで、これからの武蔵野市にふさわしいコミュニティを再構築していく。

### 2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築

年齢、性別、人種等にかかわらず互いを尊重し認め合うとともに、それぞれの能力を発揮できるよう、誰もが共に活動に参画するとともに、その利益を享受し、責任を担う社会を目指した取組みを推進する。また引き続き一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、国際交流・協力等を通じて相互理解を大切にする社会を構築していく。

### 3 市民文化の醸成

今まで築き上げられてきた市民文化を、これからも大切に守り育て、発展させていくとともに、住む人のみならず訪れる人や事業者等にとっても魅力的なまちであり続けるよう、今後も市民文化の醸成に努めていく。

### 4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援

市民の多様なニーズに応える「参加と学び」の循環を作り出すことで、成熟した生涯学習社会の実現を目指す。地域における様々な学習と学校教育、市民団体や企業等の活動が有機的に結び付いていくような仕組みをさらに発展させていく。市民が地域で気軽にスポーツや運動を楽しむための環境を整備していく。

### 5 地域の特性を活かした産業の振興

駅周辺の商業は、にぎわいや活力を生み出す原動力であり、まちづくりと連動した商業振興策を実施する。路線商業は地域のコミュニティにとって重要な存在であり、引き続き活性化を支援していく。また、起業支援、企業誘致のあり方を検討する。農地は引き続き保全を図っていく。

### 6 都市・国際交流の推進

友好都市等との交流を引き続き進め、相互理解を深めていく。市内に在住する外国人等への日常生活支援のために、情報提供、相談事業、留学生支援など、充実した事業を今後も展開し、在住外国人にとっても「住み続けたいまち」であるために、支援を強化していく。

### 7 災害への備えの拡充

今後 30 年以内に首都直下型地震が発生する確率は 70%と言われており、災害による影響を最小限に抑え、災害後の都市の機能の維持と速やかな復旧、復興を行えるよう、災害に関連する計画の策定及び見直しを行うとともに地域や関係機関との連携を進める。

### 8 多様な危機への対応の強化

犯罪や迷惑行為等、またモラルの低下による様々な問題への取組みを発展させていく。新興感染症やテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機に関して、情報収集と速やかな情報提供を行いながら対策を進める。消費者の権利擁護、自立へ向けた情報提供等も行う。

## 第4 緑・環境

### 1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援

これからも、さらに緑豊かで環境負荷低減型の持続可能な都市を目指し続け、次世代に引き継いでいく。市民一人ひとりと事業者等の自発的で主体的な行動が必要不可欠であるため、各主体間の連携を強化していくとともに、自発的な行動を促進していく。

### 2 環境負荷低減施策の推進

環境と共生する地域社会を目指して、省資源化・省エネルギー化の推進や新エネルギーの活用に取り組むとともに、自然環境や地球環境に配慮したまちづくりなどを一層推進していく。

### 3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

緑を、単に樹木や草花などの植物に限らず、動物や昆虫などの生き物、そして公園緑地、農地、樹林、学校、水辺、道路、住宅の庭、さらには市域を越えた広域の緑といった空間も含めた広がりをつながりをもって捉えながら、「緑」を基軸にしたまちづくりを推進していく。

### 4 循環型社会システムづくりの推進

市民一人ひとり・事業者等と連携しながらごみの発生・排出抑制を一層推進していく。また、排出されたごみについて、経費や環境負荷が小さい、安全で効率的な資源化及び処理システムの構築に向けた研究を進めていく。

### 5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応

異常気象や放射能汚染など新たな環境問題などに対して、国・都とともにそれぞれの役割と責任を果たしていくなかで、市民の不安を取り除き良好な生活環境の確保に努めていく。近隣関係のトラブルやまちの景観の悪化といった問題について、市民とともに対応を進めていく。

## 第5 都市基盤

### 1 地域の特性に合ったまちづくりの推進

住環境の保全や地域の活性化など、地域が抱える課題等にきめ細かく対応するため、地域住民がまちづくりに関するビジョンを定めるとともに地域と連携することで、地域の特性にあった地域ごとのまちづくりを推進していく。

### 2 都市基盤の更新

都市基盤の更新は、都市が存続する限り、継続的に実施していく必要があることから、中長期的な財政状況等も勘案しながら、計画的に実施することで、事業費の軽減と平準化を図る。

### 3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備

ユニバーサルデザイン等の理念を取り入れ、各交通機関のバランスを図りながら、だれもが安全で快適に移動できるよう、交通環境の整備を推進する。

### 4 道路ネットワークの整備

道路整備の推進の際には、歩行者空間の充実や、景観への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境に配慮した道路づくりを進める。

### 5 下水道の再整備

市内に終末処理施設を持たないことから、都や関係区市等との連携により、広域的な視点で施設全体の整備を推進する。下流域への配慮に加え、地下水涵養による良好な水環境の創出のため、雨水浸透ます等の雨水貯留浸透施設の設置を行政、市民の役割分担で進めていく。

### 6 住宅施策の総合的な取組み

まちづくりや福祉的な視点を含めて住宅施策を総合的に推進していく。その際、公的住宅供給者や民間賃貸住宅供

給事業者等との連携を継続していく。市営住宅、福祉型住宅については、その維持管理コストの縮減や公平性などの観点も勘案しながら管理運営を行っていく。

## 7 三駅周辺まちづくりの推進

鉄道駅を中心として形成されているまちの魅力を高めていくため、それぞれの個性を活かしたまちづくりを推進する。

### (1) 吉祥寺地区

吉祥寺駅の大改修を魅力あるまちづくりにつなげるため、進化するまち『NEXT-吉祥寺プロジェクト』に基づき、「回遊性の充実」、「安全安心の向上」を目指したまちづくりを推進する。

### (2) 中央地区

三鷹駅北口まちづくり構想を策定することで、駅周辺にふさわしい街並みへつなげるとともに、補助幹線道路等の整備を進める。また、玉川上水等の緑と水を活かしたまちづくりを進める。

### (3) 武蔵境地区

駅周辺の道路や駅前広場といった都市基盤整備を進めるとともに、多様な主体が連携し南北一体となったにぎわいづくりに取り組み、商業・産業等の発展を図る。

## 8 安全でおいしい水の安定供給

老朽化している浄水場施設や水源施設の適正な維持管理や、老朽化した配水管網の整備、耐震化向上を計画的に進めていく。災害時や事故等においても水道水を安定供給するため、都水道局との連絡管等のネットワークによるバックアップ機能確立の必要があり、都営水道との一元化に向けた検討を進めていく。

# 第6 行・財政

## 1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進

市民ニーズを的確に市政に反映していくため、市民参加の拡大を図っていく。個々の市民、NPOなどの多様な団体、各種の事業者と行政が、お互いを尊重し、補い合いながら、柔軟に連携・協働することで公共課題の解決に取り組んでいく。

## 2 市民視点に立ったサービスの提供

様々な主体により多様な公共サービスが提供されており、公共サービスの量自体も増加しているため、公共サービスを提供している各主体との連携を強化していく。

## 3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

市政における透明性をさらに高めていくため、情報公開・情報発信の方法を見直し、包括的、総合的に展開していく。今後も、広聴機能を充実し、市民と行政のコミュニケーションを一層活発化させるとともに、広報活動と広聴活動との連携を深めていく。

## 4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用

公共施設は、老朽化が進んできており、保全整備による耐用年数の延伸や、現有資産をできる限り有効に活用しながら、30～40年先を見据えた公共施設の配置を行うとともに、計画的な建替えを行っていく。

## 5 社会の変化に対応していく行財政運営

健全財政を維持しつつ引き続き質の高い行政運営を行うとともに、経営感覚を重視しながら社会の変化に柔軟に対応するため、行財政改革を推進していく。リスク管理も含めた組織マネジメント力を強化していく。また、財政援助出資団体のあり方について検討する。

## 6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営

これまで培ってきた知識や技術を継承するとともに、職員一人ひとりの能力の向上と、その能力を活かせる組織・人事制度の構築及び組織風土の醸成に取り組む。

〈参考〉

# 用語説明

用語	用語の説明
----	-------

## あ行

ICT	Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、コンピュータ、プロジェクタ、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等のハードウェアや、ネットワーク、映像資料等のソフトなどを指す。
アンテナショップ 麦わら帽子	9つの友好都市と武蔵野市の物産品販売や友好都市の観光情報などを発信する店舗。平成13年10月、中道通り商店会内に開店。
一時育成事業	保護者の急な出勤、病気、介護等やむを得ない事情により、一時的に監護の欠けた児童を育成するため、学童クラブで行う一時利用のこと。
雨水浸透施設	浸透ます、浸透トレンチ、浸透舗装など雨水を地下に浸透させる施設。施設規模が小さく、一般住宅等にも設置することができる。本市では一般住宅に設置する場合の助成制度がある。
雨水貯留浸透施設	雨水を貯留または浸透させる施設の総称、または貯留による洪水調節機能と浸透による流出抑制機能を併せもった施設。施設規模が大きく、敷地、建物が限定される。本市では公園や学校の校庭等に設置している。
雨水浸透ます	雨水を地下に浸透しやすくする施設のことで、周囲に碎石を充填し、集水した雨水をその周囲から地中に浸透させる「ます」。
外国語指導助手 (ALT)	Assistant Language Teacher の略で、外国語を主言語とする指導員のこと。学級担任等と協力し、「児童・生徒が外国語を通じて言葉や文化について体験的に理解を深め、児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」や、「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うこと」を目的に授業を行っている。
エコセメント	焼却残さには、セメントの製造に必要な成分が多く含まれているため、石灰石など従来のセメント原料に調合することで従来のセメントとよく似たセメントを製造することができる。この方法により製造されたセメントをエコセメントと呼ぶ。1300℃以上という高温で焼成されるため、焼却残さに含まれるダイオキシンなどの有害物質は分解されて無害になり、セメントの安全性も確保できる。用途としては敷石など、土木建築資材として使われている。
NPO	Non-Profit Organization の略で、「民間非営利組織」又は「民間非営利団体」などと訳されることが多い。団体独自の理念(ミッション)を持ち、営利を目的としない社会活動を行う団体の総称。
奥多摩・武蔵野の森	森林の恩恵を受けている都市部の責任として、水源林でもある森林を砂漠化から守り、健全に育成するために、武蔵野市、奥多摩町、(財)東京都農林水産振興財団と協定を締結し、シカの食害等によって裸地化した一定の区域を「奥多摩・武蔵野の森」と定めて森林整備等に取り組んでいる。
温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部吸収することにより地球に温室効果をもたらす気体の総称。京都議定書の対象となっている物質としては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素(亜酸化窒素)、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄の6種類がある。

## か行

外郭環状線の2	東京外郭環状道路は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。その外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として昭和41年に都市計画決定した地上部の街路を外郭環状線の2という。
学習支援教室	授業でよくわからなかった学習内容の復習や、基本を確実に身に付けるための補充学習などを各校に配置している学習指導員等の指導により行う。放課後や土曜日、長期休業中に実施する。

用語	用語の説明
学習指導員	教員免許を有する非常勤講師で、一斉授業においてティームティーチングを行う際や、学級の枠を超えて学習集団を弾力的に編成して習熟度別指導を行う際に各校に配置している。
拡大生産者責任	英語ではEPR: Extended Producer Responsibilityと言う。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。
学童クラブ	保護者の就労等により放課後の監護に欠ける、主に小学校低学年の児童の健全育成を図る児童福祉施設。武蔵野市においては、各市立小学校区域を単位として全12か所の市立学童クラブを設置しており、市内在住の小学校3年生まで（障害児は4年生まで）の児童が入会できる。このほか民間の学童クラブも存在している。
起債償還費	起債（地方公共団体が地方債を発行し、資金を調達すること）により発生した債務（元金と利息の合計）を返済するための償還費のこと。
吉祥寺グランドデザイン	吉祥寺の未来を展望し吉祥寺の総合的なまちづくりの方向性を定めた市の計画。（吉祥寺グランドデザイン委員会は、その検討を行うべく、平成16年11月に設置され、平成19年1月まで、全11回の会議を開催した。）
キャリア教育	職場体験や勤労体験を通じて、児童・生徒の健全な職業観や勤労観の育成を図る教育。
旧泉幼稚園跡地	吉祥寺本町3丁目にあった私立幼稚園の跡地。平成18年6月閉園。
旧桜堤小学校	昭和41年に開校。境北小学校と統合し、桜野小学校が開校したことに伴い、平成8年に閉校。
旧西部図書館	昭和57年に西部地区に設置された図書館。図書館機能を有する武蔵野プレイスの設置に伴い、平成23年3月末に閉館。敷地、建物とも東京都が所有しており、市が承認を受けて使用。
狭あい道路	幅員4m未満の狭い道路のことで、建築基準法第42条第2項などに指定されているもの。
教育アドバイザー	経験の少ない教員の授業観察を通じ、指導・助言を行うとともに、個々の教員が抱える悩み等の教育相談を行うため、学校教育に関して高い専門性をもつ元校長を教育アドバイザーとして配置している。
教育支援センター	市内在住の乳幼児から思春期の子どもたちの教育に関する様々な相談に応じる施設。来所相談、電話相談の他、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室（チャレンジルーム）、小中学校への臨床心理士（相談員）の派遣などを行っている。
教育センター機能	教育水準の維持向上を目的としたもの。本市では以下の機能を併せ持つものと想定している。 ①教育に関する情報の集積機能②新たな教育課題に向けての調査及び研究機能③教員の研修及び相談機能④地域人材等を活用した学校支援に関するコーディネート機能
行財政改革を推進するための基本方針	武蔵野市の行財政改革を着実に進めるための、中期的な行財政運営の基本方針。現在第三次行財政改革を推進するための基本方針（平成21年度から平成24年度まで）が策定されている。
きょう雑物	下水に含まれる固形物で、管さよ内の堆積物の原因となる物質。越流した場合には、放流先の河川で衛生上及び美観上の問題となるごみ類等を含む。家庭ごみやトイレトーパーなどがある。
行政サービス	国や地方公共団体が、税金等を用いて国民や地域住民に対して行う業務や役務のこと。
業務継続計画（BCP）	Business Continuity Planの略。人的、物的、情報、ライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、必要最低限の事業活動の開始・継続・再開のために事前に策定する行動計画のこと。行政においては資源の制約のみならず、応急対策の業務が増大するため通常業務に制約が生じる。

用語	用語の説明
業務継続マネジメント(BCM)	業務継続計画(BCP)の策定から、その実行、評価、改善という包括的・総合的な業務継続のためのマネジメント。
区画道路	幹線道路などある程度の幅員をもつ道路どうしを接続するための街区内の主要な生活道路で、市が独自に定めた計画道路。道路ネットワークの補完や個々の宅地間の交通のために利用される。
くぬぎ園	桜堤地域にある軽費老人ホーム(昭和52年開設)。平成6年6月に都から移管を受けた施設。 *軽費老人ホーム:利用料は負担できるが、比較的低所得で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な人を対象とする老人ホーム。
グローバル化	これまで存在した国家、地域などタテ割りの境界を超え、地球が1つの単位になる変動の趨勢(すうせい)や過程。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられている指標。 人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に充当された毎年度経常的に収入される一般財源の割合のこと。
権利擁護事業	生活不安を感じている高齢者、身体障害のある人や、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行う事業。
公益財団法人 武蔵野市国際交流協会(MIA: Musashino International Association)	国際平和に寄与する開かれたまちづくりのため、市民レベルの国際交流や在住外国人支援を推進している団体。平成元年10月13日に任意団体として設立、平成22年4月1日に公益法人化。
公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター	定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。
後期高齢者医療制度	平成20年4月から開始された、75歳以上の高齢者等を対象とする他の健康保険とは独立した医療制度のこと。運営主体は各都道府県ごとに設立された広域連合であり、市区町村と連携して事務を行う。国は、本制度の廃止を掲げており、本制度に代わる新たな制度の具体的なあり方について検討が進められている。
公共サービス	行政のみならず、民間事業者やNPO等の様々な実施主体により、人々や地域の公共の利益の増進を目的として提供されるサービスのこと。
公的不動産(PRE)	国・地方公共団体等が所有する土地・不動産。Public Real Estateの略。
合流式下水道	雨水と汚水を同一の管きよで集水し、処理する方法。他に汚水と雨水を別々の管路系統で排除する分流式がある。合流式は、設置コストが割安である反面、雨天時には大量の雨水が流れ込み、未処理の下水がそのまま河川へ放流されてしまう問題がある。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。7%超で高齢化社会、14%超で高齢社会、21%超で超高齢社会とされる。
固定的性別役割分担意識	仕事、家事、育児など、性別によって決まった役割を担うべきであるという固定的な意識
子ども・子育て新システム	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムのこと。国において、「子ども・子育て新システム検討会議」により審議され、平成23年7月29日に少子化社会対策会議(※)において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」が決定された。 (※少子化社会対策会議:少子化社会対策基本法(平成15年9月に施行)により少子化社会対策を総合的に推進するために設置されたもの。内閣総理大臣を会長とし、全閣僚が委員に任命されている)

用語	用語の説明
子ども家庭支援センター	子育てSOS支援センターの機能を拡充し、身近な子育ての相談や児童虐待への対応、地域子育て支援、ひとり親支援など、子ども自身の育ちと子育て家庭を総合的に支援することを目的としたもの。平成23年4月設置。
コミュニティビジネス	NPO、個人等が、住民の能力、技術などの地域資源を活かしながら、環境、福祉、教育などの幅広い分野における地域の課題をビジネスの手法を用いて解決する事業のこと。

## さ行

災害時要援護者対策事業	災害時に、家族などによる援助が困難で、何らかの助けを必要とする方(災害時要援護者)が、地域で安否確認や避難誘導などの支援を受けることができるしくみ。平成19年9月からモデル事業を開始した。同20年12月から5地区において新たに事業を開始し、23年度に市内全域で展開された。
財政援助出資団体	市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体又は市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体。 <b>■出資団体</b> 財団法人 武蔵野市開発公社 武蔵野市土地開発公社 財団法人 武蔵野市福祉公社 公益財団法人 武蔵野文化事業団 公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団 公益財団法人 武蔵野生涯学習振興事業団 公益財団法人 武蔵野市国際交流協会 公益財団法人 武蔵野市子ども協会 一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団 <b>■援助団体</b> 公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会 社会福祉法人 武蔵野 武蔵野市民防災協会
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1を超える団体は、普通地方交付税の交付を受けない。(※基準財政収入額・基準財政需要額…地方交付税法で規定されている各地方団体の財政力を合理的に測定し、地方団体の標準的な税収入や必要経費を一定割合により算定した額)
在宅介護支援センター	高齢者の在宅介護などに関する様々な相談を受け、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整を行う。また、地域の高齢者の実態把握に努め、民生委員や地域からの情報を基に、必要な方へ訪問早期対応を行っている。住民の身近な相談窓口として市内に6か所開設され、地域包括支援センターと連携して支援を行っている。
境冒険遊び場公園(プレーパーク)	子どもがのびのびと、思い切り遊べるように禁止事項を無くし「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切に、遊び場にある道具や廃材、自然の素材を使って、子ども自身が遊びをつくる遊び場のこと。平成20年7月に設置し、NPO法人「プレーパークむさしの」が運営している。
サブプライムローン問題	サブプライムローンとは、経済的信用度の低い層を対象としたアメリカの住宅ローン。サブプライムとは優良(prime)より下(sub)という意味。サブプライムローンが貸付債権として証券化され、金融商品として国際的に販売されていたが、サブプライムローンの信用力の低下が金融商品そのものの信用力の低下につながり、これに投資していた欧米の金融機関やヘッジファンドが損失を被ったことで、資金調達の目的から株式を売却する動きが加速し、世界的な株価の暴落を招いた問題である。
サプライチェーン	原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス活動の一連の流れのことをいう。業種によって詳細は異なるが、製造業であれば設計開発、資材調達、生産、物流、販売などの事業者が実施する供給・提供活動の連鎖構造をいう。

用語	用語の説明
自主三原則	「市民が自ら参加し、自ら企画を立て、自ら運営する」というコミュニティづくりのための「自主参加・自主企画・自主運営」の3つの原則。コミュニティセンターが順次設置される過程で本市のコミュニティセンターづくり及びコミュニティづくりの基本原則として定着し、武蔵野市コミュニティ条例第9条に明記されている。
シチズンシップ教育	子どもたちが、本市の地域社会と積極的にかかわる中で市民の一員としての自覚を身に付けるとともに、より良い社会づくりにかかわるための意識、行動(実践力)をはぐくむ教育。
自治体クラウド	クラウド・コンピューティング(従来各自で保有、管理していたアプリケーション、ソフトウェアなどを、インターネットを介したサービスを受取る形により利用する形態)の技術を活用して、国の機関同士の情報システム又は地方公共団体間の情報システムを統合、集約し、情報システムの構築・運用などの効率化及び低コスト化を図る取組み。
指定管理者制度	平成15年9月に施行された地方自治法改正により新設された制度。この制度導入により、それまで公共団体、公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間事業者も含めた団体にも幅広く委託可能となった。
自動交付機	暗証番号を設定した「武蔵野市民証明書カード」により住民票などの証明書を発行する機械。市内4カ所に設置しており、土日も含め毎日午後9時まで発行が可能。
市民雇用創出事業	平成11年度より実施している事業で、地域の中高齢者・障害者の知識や経験を活かした雇用の創出と、景気後退による失職者の生活支援の観点から行っている緊急雇用を合わせた雇用創出事業のこと。
市民施設ネットワーク計画	第一期となる長期計画(昭和46年～)において、「市民施設のネットワークを計画的につくりあげる」ために記述されたもの。市民施設を「コミュニティレベル」「地区レベル」「全市レベル」に位置付け、単一目的の施設建設を極力避けるなどの方針が示された。
社会的引きこもり	様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、家庭にとどまり続けている状態。
重点整備地区	バリアフリー新法に基づくバリアフリー基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市区町村が定めるもの。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
生涯学習	教育基本法では、生涯学習の理念について「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」としている。本市では教育基本法等にいう社会教育、学校教育、家庭教育のほか民間企業や市民、団体が行う学習・教育活動までを含めた、広く社会で行われる学習活動をいう。
障害者総合福祉法(仮称)	現在、国で検討中の法律。応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容として、平成25年8月までに施行予定。
小学生の放課後施策推進協議会	地域住民、行政、館長・指導員等の行政関係者、学校関係者、PTAや学童クラブの保護者、学識経験者などで構成され、地域子ども館あそべえ事業、学童クラブ事業、桜堤児童館事業や土曜学校も含めた小学生の放課後と土曜日の時間の過ごし方や、各事業における施策の課題等について検討する協議会。
商業集積	複数の小売店舗や商業関連施設が集まった状態。
少人数指導	きめ細かな指導を充実するため、学級編制は変えないまま、特定の教科において少人数の学習集団で授業を行うこと。

用語	用語の説明
情報セキュリティ	情報を安全に管理し、適切に利用できるように運営すること。
新エネルギー	技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が充分でないもので石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。
新公益法人制度	従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで一般社団・法人を設立することができるようになるとともに、公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人は、民間有識者による委員会の意見に基づき公益社団法人・財団法人に認定する。従来の法人は平成25年11月までに一般か公益かの選択をし、移行する必要がある。
新興感染症	かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。鳥インフルエンザ、SARS（サーズ）、O157等。
新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針	第三次子どもプラン武蔵野（平成22年度～26年度）および「武蔵野市公立保育園の役割および認可保育園の運営形態を考える委員会」の報告書を参考に、市として公立保育園の設置・運営主体変更に関して定めた基本方針。公立保育園の保育内容・保育実践を継承しながら、段階的に公立保育園5園の設置・運営主体を公益財団法人武蔵野市子ども協会へ変更していくことを記している。
水源かん養	かん（涵）養とは、自然に水がしみこむように徐々に養い育てることを意味する。雨水を吸収して水源の枯渇を防ぎ、また、水流が一時に河川に集注して洪水を起こすことを防ぐ森林を水源涵養林と言う。
スクラップ・アンド・ビルド	行政機構における事業や費用等の膨張抑制の方法の一つ。組織の新設や新規事業の執行にあたって、同等の組織や事業の廃止を条件とすること。
住み替え支援制度	高齢者世帯などがマイホームを売却ではなく貸すことで、賃料収入を得ることができ、一方で借り手となる若い世代は相場よりも安い家賃で物件を借りることができるという制度。
青少年問題協議会 地区委員会	市長の付属機関である青少年問題協議会に設置され、地域ごとに活動する実施機関。武蔵野市では、市立小学校の通学区域ごとに設置され、12の『地区委員会』がある。青少年の健全育成を図るため、地域において様々な問題を見つけ、考え、話し合い、より良い地域づくりのために、重要な役割を担っている。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするための制度。
セーフティーネット	社会的・個人的な危機に対応する制度や対策。安全網・安全策。
セカンドスクール	市立小中学校に在籍する小学校5年生、中学校1年生の児童・生徒が、授業の一部を自然に恵まれた農山漁村に長期間滞在して行い、普段の学校生活（ファーストスクール）では体験し難い総合的な体験活動を行うもの。
0123施設	子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育ての悩みや不安を解消する施策の一つとして、0歳から3歳までの乳幼児とその親を対象に、子育ての支援を行うとともに、親同士のネットワークを地域に広げるためにつくられた自由来所型の施設。「0123吉祥寺」が平成4年、「0123はらっぱ」が平成13年にオープンした。

## た行

地域アーカイブシステム	武蔵野市に関する画像や映像等をデジタル化し、市民の閲覧に供するシステム。武蔵野プレイス内に設置。
地域子ども館あそべえ	子どもたちの放課後対策の充実を図るため設置されたもの。保護者を含めた地域社会の構成員が一体となって子どもを育てるという考えに基づき、学校施設を利用した早朝や放課後・土曜日等の子どもの居場所づくりや異年齢児の交流を目的として、市立小学校12校の全てで、教室開放、校庭開放、図書室開放を実施している。

用語	用語の説明
地域主権戦略大綱	地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法政上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針のこと。
地域福祉活動推進協議会(地域社協)	地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助けあい、支えあいの体制づくりを目指して設置された組織。市内13地域で結成されている。
地域包括支援センター	介護保険法により市町村に設置が義務付けられており、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うため、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント支援事業等を行う。武蔵野市では、市役所内に直営で1か所設置、既存の6か所の在宅介護支援センターを地域包括支援センターのブランチとして地域の総合相談窓口としている。
地域リハビリテーション	WHOにより、community based rehabilitation (CBR) としてマニュアル化された支援技法を基に、本市においては、市が目指す支援のあり方として、三つの基本理念を掲げている。 ①すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるような支援、②ライフステージに応じた、継続的、かつ体系的な支援、③保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した体系的な支援。
地区計画	地区単位の整備目標(将来像)、土地利用、公共施設、建築物などに関する詳細な計画を法的に制度化したもの。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、敷地面積の最低限度、垣・柵などについての規定を定めることができる。
地産地消	その地域で作られた農産物等を、その地域で消費すること。輸送費用を抑え、地域の食材・食文化への理解促進(食育)、地域経済活性化、食料自給率向上などにつながるものと期待されている。
地方税率10%のフラット化	平成18年度税制改定により、国から地方への税源移譲名目で住民税の3段階の超過累進税率(課税所得200万円以下5%、同700万円以下10%、同700万円超13%)が廃止され、平成19年度から一律10%になった(フラット化)ことをいう。
超高齢社会	総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合が、21%を超える状態。
貯水槽水道	市(水道事業者)から供給される水のみを水源とし、その水をいったん受水槽にうけた後、建物の利用者に飲み水として供給する施設の総称。
直結給水方式	水道管からそのまま給水すること。これまでは4階以上の建物には受水タンク方式で給水していたが、受水タンクの衛生問題の解消等のため、増圧ポンプを設置することで、10階程度まで直接給水が可能になっている。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	[Domestic Violence] の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。
チームティーチング	1つの学習集団を複数の教員が役割を分担し、協力しあいながら指導する方法。複数の教員が関わることにより、多様な児童・生徒に対してきめ細かな指導ができる。
定期報告制度	階段やエレベーター等の老朽化や不備による危険を未然に防止するため建築物、建築設備及び昇降機等について、調査・検査資格者が適確な維持管理がされているかどうかを調査・検査し、異常を発見したときは予め改善を勧めることにより被害の拡大を防止するという、建築基準法第12条で定められた制度。
鉄道連続立体交差事業	JR中央本線の三鷹-立川間の13.1km、西武鉄道多摩川線の武蔵境駅付近0.8kmについて、鉄道を高架化する事業で、踏切の除去により、交通渋滞の解消を図り、あわせて日影などの沿道環境への配慮から側道の整備を行うもの。平成25年度の完成を目指し、事業を進めている。

用語	用語の説明
テンミリオンハウス	地域の実情に応じた市民などの「共助」の取組みに対し、武蔵野市が年間1,000万円 (ten-million) を上限とした運営費補助などの活動支援を行う。現在、高齢者サービスを中心とした施設が7か所、子育て支援の施設が1か所開設されている。
特別支援教育	障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを明らかにし、その子どもの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、または克服するために、適切な指導や必要な支援を行う教育に関する制度。これまでの心身障害教育(特殊教育)の対象とされてきた子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍するLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症等を含める。平成19年4月から学校教育法に位置づけられた。
特別支援教室	通常学級に在籍する学習障害等の発達障害のある児童を主な対象として、学習指導員が個に応じた課題を校内の別室において個別的に指導し、障害に起因する困難の改善を図る。
都市計画道路	都市計画法において定められる都市施設の一つで、自転車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成12年に市民参加により策定した市の計画で、市と市民が共有する本市の今後のまちづくりのビジョンを示したものの。平成23年4月に関連法規の改定や社会情勢の変化などを踏まえ、改定を行った。
都市高速道路外郭環状線	東京外郭環状道路は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間の約16kmについては、構造形式を嵩上(高架)式から地下式へ都市計画変更している。(平成19年4月6日告示)

## な行

認可保育園	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、都知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。
認証保育所	東京都独自の制度として設置基準を設定し、多くの企業の参入と事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに応えることを目指した認可外保育施設。
認定こども園	幼稚園と保育所等が教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を行う施設のこと。親の就労状況にかかわらず利用できる。都道府県知事が条例に基づき認定する。
NEXT-吉祥寺プロジェクト	地元商業者・企業・地域住民・行政など地域に係わる多様な関係主体による、吉祥寺グランドデザインを踏まえたまちづくりを推進していくための、今後約10年間にわたる吉祥寺のまちづくりの取組み方針。平成22年3月策定。

## は行

ハイテク犯罪	コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪。違法アクセス、違法傍受、偽造、詐欺、著作権侵害、コンテンツ(通信内容)に関する犯罪(児童ポルノ、脅迫)などがある。
バランスシート	一定時点における組織の財政状態を示す一覧表のこと。貸借対照表ともいう。「資産」対「負債」「資本」を対照表示することによって、組織の財政状態を明らかにする報告書のこと。
バリアフリー	高齢者や障害者にとって、生活上妨げになる障壁(バリア)がなく、高齢者や障害者が暮らしやすい生活空間のあり方のこと。具体的には、まちや住まい(交通施設や公共の建築物や道路、個人の住宅など)において、高齢者や障害者などの利用に配慮した設計・整備を行うこと。今日ではより広範に、障害のある人の社会生活を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去を意味する。

用語	用語の説明
バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年 12 月 20 日施行）の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。
PDCAサイクル	計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) の 4 段階のプロセスを繰り返すことにより、継続的な業務改善活動を推進していくマネジメント手法の一つ。
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工廃熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象。
非常災害用給水施設	市立小中学校などの避難所にある深井戸。自家発電装置が設置されているので、停電時にも水をくみ上げることができる。
ひも付き補助金の一括交付金化	ひも付き補助金とは、国から地方自治体に交付される補助金のうち、使い道に制約があるもののこと。地方自治体が補助金を貰うためには、自治体が必要としない事業までも要望せざるを得なくなるという弊害が一部で指摘されている。この補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金に改める政策のこと。
開かれた学校づくり協議会	各小・中学校に設置しており、地域住民等により構成された協議会。学校運営への地域住民の参加として、校長の求めに応じて学校運営に意見を述べる役割を担う。また、学校が作成した自己評価に対して関係者として評価する役割も併せもつ。
ひろば事業	乳幼児親子が相互に交流を図る場を提供し、子育てに関する相談や情報提供、子育て支援に関する講習会等を実施することで、子育ての悩みや不安感を解消する事業。
ファミリーサポート事業	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助をしたい方が登録（両方に登録可）し、地域で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動。仕事と育児を両立し、地域で安心して子育てができる環境づくりを目的としている。
福祉型住宅	① 65 歳以上の高齢者②障害者③母子家庭のいずれかに該当し、市内に引き続き 3 年以上居住し、所得が基準額以下で、住宅に困窮している方を対象としている。市内には 9 か所（181 戸）の福祉型住宅がある。
複式簿記	1 つの取引について、それを原因と結果の両方から捉え、二面的に記録していく簿記の手法のこと。資産と損益の動きを同時に把握することができる。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費のこと。
二俣尾・武蔵野市民の森	森林の恩恵を受けている都市部の責任として、水源林でもある森林を荒廃から守り、健全に育成するとともに、市民が自然とふれあい、地域の相互交流が図れるよう、武蔵野市、(公財)東京都農林水産振興財団、山林所有者と協定をむすび、青梅市二俣尾において啓発活動と森林整備に取り組んでいる。
物件費	地方公共団体が支出する消費的経費（支出の効果が短期間で終わる経費）のうち、比較的性質のはっきりした人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の様々な経費の総称。賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費などがある。
ブルーキャップ	吉祥寺駅周辺的环境浄化の一環として、執拗なつきまとい勧誘行為や、通行の妨げになる路上宣伝行為が後を絶たないため、平成 14 年に武蔵野市環境浄化に関する条例に基づき配置したつきまとい勧誘防止指導員のこと。「ブルーキャップ」は通称名。警察OBである嘱託職員 4 名と委託警備会社の警備員 7 名で構成し、勧誘行為等適正化特定地区内で行われる条例違反行為に対して指導を行う。発隊以降、特定地区の拡大や活動時間の拡大を行っており、現在は午後 1 時から午後 9 時まで活動している。

用語	用語の説明
プレこども園	境幼稚園の閉園後、平成 25 年度に境こども園（仮称）が開設されるまでの間、幼児教育の空白期間をつくらないために桜堤児童館の一部を利用して期間限定で実施する幼児教育事業。
補助幹線道路	幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ道路。
ホワイトイーグル	青色回転灯を装着した専用のパトロールカーを用い、学校や子ども施設、コミュニティセンターを巡回警備する市内安全パトロール隊で、「ホワイトイーグル」は通称名。活動は月曜から金曜の平日、午前9時から午後6時まで。市内を東西方向に三分割し、委託警備会社の警備員6名が3台のパトロールカーに分乗する。小学校や保育所、子ども施設などでは、施設の職員と口頭で防犯情報を交換する。中学校や福祉施設などは周辺を警戒する。また、不審者の目撃が相次いだり、連続放火が発生するなどの状況があれば、重点パトロールや延長パトロールを行うこともある。平成 20 年度より祝日を除く土曜日を追加し、活動時間を午後7時まで延長している。

## ま行

まちづくり条例	本市のまちづくりにあたっての基本的な考え方、都市計画等の決定等における市民参加の手続、開発事業等に関わる手続及び基準等を定めた条例。市民等、開発事業者及び市が協力し、かつ計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
水再生センター	従来の「下水処理場」のこと。東京都では、平成 16 年 4 月に従来の「下水処理場」から改称された。本市の汚水は、落合（新宿区）、森ヶ崎（大田区）、清瀬（清瀬市）の3つの水再生センターに送られ処理が行われている。
緑のネットワーク	緑を点・線・面でつなげていくことで、緑の各種の機能の向上を目指す。
ムーバス	本市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢者などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称名。運賃を 100 円の均一料金にし、高齢者の歩行距離を考慮した 200 m 平均の短いバス停留間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど利用しやすさ、使いやすさを配慮したコミュニティバス。平成 7 年に運行開始。
武蔵野市交流市町村協議会	武蔵野市及び武蔵野市と友好都市交流を行う 9 市町村で構成。各自治体の首長や議員、職員等による意見交換や研修を行っている。
公益財団法人 武蔵野市子ども協会	市内全域の子ども育成活動全般を支える機関として、地域と協働した子育てや子どもの育成活動を促進し、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的に、平成 23 年 4 月 1 日に公益財団法人化された。0123 施設、認可保育園等の管理運営を行っている。
武蔵野市民社会福祉協議会	武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和 37 年に設立され、昭和 53 年に社会福祉法人として認可された団体。社会福祉協議会は全国の市区町村にあるが、名称に「市民」と入っているのは武蔵野市民社協だけ。
武蔵野市民緑の憲章	昭和 48 年に全国にさきがけて定められた緑についての憲章。市民による自治という基本理念にたち、市民は緑を共有財産とし自発的にまもりそだて、市は緑のネットワークの充実や、ひろく緑化をすすめていくこと等が定められている。
むさしのジャンポリー	市内在住の小学校 4 年～6 年生を対象に、青少年問題協議会地区委員会（青少協）と、市が共催して長野県川上村の市立自然の村で実施する 2 泊 3 日の野外体験事業。自然の中で様々な体験をすることにより、青少年の健全育成の一翼を担っている。
武蔵野水道・時坂の森	多摩地域の森林を守り健全に育成し、森林のもつ水源かん養機能を高め、水資源を確保していくために、東京都農林水産振興財団と協働して、10 年計画で檜原村にある「時坂の森」の整備を行っている。

用語	用語の説明
武蔵野プレイス	図書館、生涯学習センター、市民活動センター、青少年センターなどといったこれまでの公共施設の類型を超えて、複数の機能を積極的に融合させ、図書や活動を通して、人とひとが出会い、それぞれが持っている情報（知識や経験）を共有・交換しながら、知的な創造や交流を生み出し、地域社会（まち）の活性化を深められるような活動支援型の公共施設をめざして設置した施設。平成 23 年7月境南町2丁目にオープン。
メンタルヘルス	心の健康、精神面における健康のこと。多様化、複雑化する社会で、精神的な悩みを持ち、苦しむ人が急増している。身体 の健康増進とともに、心の健康を保つための支援が求められている。

### や行

友好都市	本市では、国内9市町村との間で様々な交流活動を行っている。富山県南砺市、長野県安曇野市、長野県川上村、千葉県南房総市、岩手県遠野市、新潟県長岡市、広島県大崎上島町、山形県酒田市、鳥取県岩美町。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの人 が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
用途地域	都市計画法に基づき、都市地域の土地利用の合理的利用を図り、市街地環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度のこと。

### ら行

ライフステージ	人間が生きていく上で、誰もが共通に経ていく生活段階のこと。具体的には、進学・就学→就業・仕事→結婚→家庭生活・子育て→老境などがある。
リーマンショック	サブプライムローンの証券化商品を大量に抱えたところに、住宅バブル崩壊が起こり、株価が急落したため、アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズが破綻した。この破綻が引き金となった世界的な金融危機および世界同時不況のことをいう。世界のほとんどの国の株式相場が暴落し、金融システム不安から国際的な金融収縮が起きた。
理科専科教員	理科教育に関する専門性や指導力の高い人材を、市の非常勤講師として雇用し、小学校理科授業に活用している。小学校理科教育の充実及び小学校教員の理科に関する実践的指導力の向上を目的としている。
緑被率	上空からみた、樹木地・草地・農地で構成される緑被地（緑に被われた部分）の市域面積に対する割合。
レファレンス・サービス	利用者に対して調査・研究に必要な本の紹介をしたり、図書や資料を探す手助けをするサービス。

### わ行

ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。
--------------	--

## 武蔵野市第五期基本構想・長期計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

委員長	山本 泰	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
副委員長	見城 武秀	成蹊大学文学部教授
委員	小竹 佐知子	日本獣医生命科学大学応用生命科学部准教授
委員	近藤 康子	サントリービジネスエキスパート株式会社 お客様リレーション本部VOC推進部顧問
委員	作部 径子	公募市民委員
委員	前川 智之	株式会社山下ピー・エム・コンサルタンツ企画開発部部长
委員	松本 すみ子	東京国際大学人間社会学部教授
委員	会田 恒司	副市長
委員	井上 良一	副市長

武蔵野市第五期長期計画  
平成 24 年度～ 33 年度 (2012 ～ 2021)

発行 平成 24 年 4 月

発行者 武蔵野市

東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号

編集 武蔵野市企画政策室企画調整課

TEL. 0422-60-1801

印刷 株式会社アトミ